

令和3年10月から12月

	ご提案要旨	市からの回答	担当課
<p>上福岡駅前広場の飲食、喫煙、ゴミの散乱について</p>	<p>上福岡駅前広場（ココネ前）での集団での飲食（アルコール）と喫煙がここ最近ひどい気がする。同じ方々で毎日昼から夜まで同じ場所に居座り飲食（アルコール）や喫煙をし、ひどい時には10人近くの大人で飲食している時もある。酔っ払っているのか非常に大きな声で話していたり、時に怒鳴り声のような声をあげ、ゴミの散乱も目立つ。昨今のコロナ禍において、緊急事態宣言が解除されたとはいえ、集団でしかも路上で飲食、喫煙するのは多くの人が通行する場において、感染対策の上でも問題だと思う。罰則規定を設けた条例を作成し取り締まることや、市の職員や警察と連携して注意するだけでなく、やめさせることはできないか。あの状況を小さな子供たちが目にすることは教育上も決していい影響を与えるとは思えない。</p> <p>過去にベンチを撤廃したり解決に向けて取り組まれているとは思いますが、状況は変わっていない。これまで同じようなご意見は何通もきていると思うが、本腰を入れて解決に向けて取り組んでほしい。</p>	<p>現在、ココネ広場のモニュメント付近でマナーを守れない一部の方々が一日中居座り、アルコールを含めた飲食、喫煙及びタバコのポイ捨て、ゴミの散らかし、大声を出すなどして市民の皆さまにご迷惑をおかけしていることは、私も既に把握しており、心を痛めているところでございます。</p> <p>令和2年度に、ココネ広場のベンチを座るタイプのものから腰掛けるタイプのベンチに交換する工事を行い、一度は迷惑行為が無くなったと思われましたが、今度はモニュメントの所で同じような行為を繰り返すようになってしまいました。この迷惑行為をなんとかやめて頂けるよう職員や警察によって再三注意を行っているのですが、理解して頂けない状況です。</p> <p>この件につきましては、他の方からも同様のご意見を多数頂いているため、迷惑行為ができないように10月12日にモニュメントを封鎖しました。今後、このモニュメントの周りをどのようにするべきか検討してまいります。</p> <p>この事案で、これ以上市民の皆さまにご迷惑をおかけしないためにも、今後は更に市と警察で連携を強化し、ココネ広場の迷惑行為の改善に向けて努めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。</p>	<p>公園緑地課</p>
<p>ふじみ野市職員の職務遂行レベル向上について</p>	<p>市政サービスにあたる職員の職務遂行における対応の質の低さが散見される。「市民の声」欄の過去に寄せられた意見でも、職員の対応について、という内容が多く挙がっている点からも明らかである。これに対し、「市からの回答」では、研修を通じて善処します、ご指摘内容を全職員で共有し改善します、とあるが、有効に機能していない。このような背景から、研修や指摘内容の職員共有より、一歩進めた当該職員への懲戒・懲罰方式にしてみてもどうか。</p> <p>申請書を記入する際、本籍欄の記載について質問したところ、事実と反する回答を受けた。「本籍通りに記入してください」となっていたので、本籍情報を確認してから記入した方がよいか確認したところ、住所表記と同じでいい、と教えられた。この職員の返事通りに記載をしたところ、窓口での確認時に、二重線を引いての訂正となった。記載訂正を指示してきた職員は、先に回答をした者と同人物であった。申請書記入方法という職務遂行上、必要とされる知識を間違っ覚えているのか？あたくも申請者の私が無知で記載間違いをしたと書類からは見受けられてしまう。決められた記載方法を、きちんと確認してから、市民へ回答を渡すべきだったのではないか。</p>	<p>このたびは、ご不快な思いをさせてしまい、深くお詫び申し上げます。</p> <p>当市職員の市民対応や人材育成については、人材育成基本方針に基づき、職員研修のほか職場内研修（OJT）なども活用して実施しているところです。また、職員の勤務の結果や業績に対しては、市民の皆さまのお声なども踏まえながら人事評価をしており、適切な処遇反映を実施しております。</p> <p>ご指摘をしっかりと受け止め、引き続き、すべての来庁者の皆さまが気持ちよいと感じられる満足のいく接客になるよう正しい知識の習得とサービスの向上に努めるとともに、「職員一人ひとりが市役所の顔である」という自覚をもって業務に臨むよう指導して参りますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>	<p>人事課</p>

令和3年10月から12月

	ご提案要旨	市からの回答	担当課
<p>期日前投票所について</p>	<p>ふじみ野市は選挙の期日前投票所が少ないのではないかと。人口が同規模のお隣の富士見市は4箇所あるそうだ。市役所、大井総合支所の他に出張所にも設置して欲しい。買い物のついでや上福岡駅利用者で通勤通学の帰宅時に利用したい方が大勢いると思う。上福岡駅周辺に住んでいる人は、どちらも投票所が遠く大変不便だ。</p>	<p>期日前投票所が遠いとのこと指摘につきましては、ご不便をお掛けしております。所管しております選挙管理委員会に確認したところ次のように回答がありました。</p> <p>ふじみ野市立サービスセンターは、上福岡駅に近く、同一施設内に商業施設があることから、立地面では大変有用な施設であると認識しております。しかし、ふじみ野市では衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙区が市内において埼玉県第7区と埼玉県第8区の2つに分かれております。1つの場所で2つの選挙区の投票を受け付けることは、市民に無用な混乱を生じさせてしまう恐れがあることと選挙区の誤りを防止する観点から難しいと判断しております。また、期日前投票所の設置に当たっては、期日前投票期間中はもちろん、準備や片づけの期間を含め、長時間にわたり場所を確保する必要があります。同施設は市民の皆様や企業に開放している施設であり、その利用を遮って、選挙のたびに場所を確保することが困難であります。</p> <p>更に、サービスセンターホールは公職選挙法第161条第1項第3号の規定により、個人演説会等を開催することのできる施設として当委員会で指定しております。選挙運動の公平性を担保するうえで、演説会場の確保は必要であり、演説会場と投票所が同一施設内にあることはふさわしくないと考えます。</p> <p>これらの理由から、期日前投票所を設置することは難しいと判断いたしました。しかしながら、選挙管理委員会としても非常に大きな課題と受け止めております。今後につきましても、有権者の方々の利便性の向上のために調査・検討を進めて参りたいと考えております。</p>	<p>選挙管理委員会</p>
<p>修学旅行について</p>	<p>緊急事態宣言により修学旅行が各学校日帰りに変更になっている。解除に伴い、通常の泊まりの旅行にこれからでも戻す事は出来ないか。各学校により対応にもバラつきがあったり、昨年も修学旅行、林間など川越は決行しているにも関わらずふじみ野市は中止であった。子ども達の今しかない体験や経験や、制限ばかりの子ども達への配慮どうにかならないか。本当に酷いと思う。悔やんでも悔やみきれない。好奇心と興味の子も達が諦めきっている。この心理状態どう考えているのか。</p> <p>早急に対応すれば何とか間に合わないか。GOTOやら飲食店通常営業再開や見る度に本当に気分を害す。子ども達は取り戻せない時間なのに早急に各学校に泊まりで決行するように指示を出して、補助などお願いしたい。</p>	<p>本市では、国及び県の方針に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めているところです。</p> <p>小中学校においても感染状況に応じて修学旅行の実施の可否等について検討しており、宿泊を伴う修学旅行を実施する場合は、保護者に同意を得た上で、参加する児童生徒や教職員に対して事前に唾液によるPCR検査を行い、感染していないことを確認した上で参加するなど、感染防止に努めながら実施することとしています。</p> <p>この方針の下、修学旅行を、宿泊を伴うものとするかどうかについては、各学校が、児童生徒の命と健康を守ることを第一に考え、慎重に判断しています。</p> <p>なお、修学旅行を日帰りで行う場合であっても、学習指導要領の校外行事の目的を達成するとともに、児童生徒にとって楽しい思い出となるよう教育委員会から各学校に指示していると聞いております。</p>	<p>学校教育課</p>

令和3年10月から12月

	ご提案要旨	市からの回答	担当課
ふじみ野駅西口地域の利便性について	<p>ふじみ野駅の西口は、ふじみ野市の中でも行政のサポートを受けにくい地域だと思っている。</p> <p>まず、バスの本数が非常に少ない。電車通勤の場合、自転車や自動車を使って駅まで行くことは基本認められないので、駐輪・駐車代は自費負担で、万が一駅まで行く間に労災が起きたとしても保証対象外である。ふじみん号を出しているとはいえ、開始時間が遅いため通勤には使えない。公平性の観点からも通勤・通学する人が使えるように朝6時からの運行をお願いしたい。是非平日のバスの増便、始発を早めることを東武バスへの補助も踏まえて検討してほしい。</p> <p>次に子育て支援施設について、私の住んでいる地域は乳児の場合子育て支援が受けにくい。自転車に乗せられる年齢ならなんとかあるが、乳児の場合は難しく、真冬真夏は利用しかねる。また、バスも上記の様に非常に本数が少ないため利用できない。駅から離れているので、駐車場利用補助を検討してほしい。</p> <p>最後に図書館について、せめて本の返却はふじみ野駅周辺のどこか市の所有している場所か、富士見市にお願いし、ふじみ野駅周辺に返却スポットを設けることはできないのか。図書館を使いたいが、返却をするために上福岡地域まで行くのが面倒である。</p>	<p>ご要望をいただきましたふじみん号につきまして、コース、ダイヤ、料金の設定などは、ふじみ野市地域公共交通活性化協議会が掌握しており、市からの負担金を活用し、ふじみん号の運営を行っております。乗降客数及び運賃収入は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少しており、市の負担金が増加している状況です。このようななか、運行時間帯の拡大や東武バスへの補助事業を行うことについては難しい課題となっております。</p> <p>今後の運行コースやダイヤの改正につきましては、今年度から令和4年度にかけて検討を行います。実施されるアンケート調査により幅広く市民の皆様のご要望をお聞きした結果や、これまでいただいたご要望などを踏まえ、市内循環ワゴン運行の目的に照らし、コスト、実現可能性等を踏まえながら検討してまいります。</p> <p>続いて、子育て支援施設についてのご意見について、回答いたします。</p> <p>お住まいの地域に近い駒西子育てサロンの他に東児童センターや上野台子育て支援センターのご利用もご検討いただきたく存じます。乳幼児を対象とした様々な事業や子育て相談などを実施しております。東児童センターについてはフクトピアの駐車場を、上野台子育て支援センターについては市役所駐車場をご利用いただけます。その他に親子が気軽に交流できる場として「出前子育てサロン」を年3回実施しており、今年度は、ふじみ野分館、上福岡西公民館、苗間分館にて行っております。手あそびやふれあいあそび、絵本の読み聞かせ、身体測定、専門職員による育児相談や離乳食相談などの機会を設けております。駐車場利用補助については、現段階では難しいものと考えますが、今後市民ニーズの把握に鋭意努めてまいりたいと考えております。また、妊娠中の方や就学前のお子さま等を対象に外出の機会を提供するため、市ではタクシー運賃の一部を助成する「お出かけサポートタクシー事業」を行っておりますので、ご利用についてご検討ください。</p> <p>最後に図書館について回答します。返却スポットの設置等につきましては、現在のところ、ふじみ野駅周辺に設置する予定はございませんが、今後も引き続き利用者の皆様へのサービス向上に取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。いただきましたご意見は、教育委員会にお伝えします。</p>	都市計画課、子育て支援課、社会教育課
両替について	<p>コピーの両替を頼んだが、難しいと言われたので、近くのコンビニまで足を運んだ。私は身軽のためすぐに両替ができたが、小さな子どもや年配の方にはとても大変だと思う。</p>	<p>コピー機の両替に対する不適切な対応、まことに申し訳ありませんでした。おっしゃることはごもっともでございます。</p> <p>これまでの利用状況では専門の両替機を設置するには至りませんが、コピー機の両替については、窓口で対応するよう指示いたしました。このたびは、ご要望をいただきましたこと、重ねてお礼申し上げます。今後とも、お気づきの点がありましたら、お聴かせいただければ幸いです。</p>	市民総合窓口課

令和3年10月から12月

	ご提案要旨	市からの回答	担当課
交通公園について	<p>交通公園内の信号機を土日祝でも点灯させてほしい。子供に交通ルールを教えるのに活躍すると思う。</p> <p>手洗い場の蛇口が1人では使えないと思う。(常に蛇口をひねっていないと使えないため手が洗えない)</p>	<p>清見第一公園は、児童に遊びを通じて自然に交通道德のルールを覚えさせ、時には野外教育として社会科の実習に利用できる事を基本プランとしたうえで、子供の安全な楽しい遊び場となるように考慮し、昭和45年に整備されました。</p> <p>今回、清見第一公園内の信号機を土日・祝日に点灯させるとのご提案を頂きましたが、施設の老朽化に伴い信号機を点灯させることは難しい状況です。しかしながら、子供に交通ルールを教えることは、大変重要なことと考えております。市では、市内の小学校及び東入間警察署と協力し、交通安全教室を実施しております。その際に教室用信号機等を使用し、交通ルールについてわかりやすく伝えております。また、市内の中学校では、市主催の交通安全指導としてスケアードストレイトを実施しています。これは、スタントマンが自転車と車の交通事故を再現し、事故の状況を実際に見てもらうことで、正しい自転車の乗り方やマナー、交通ルールを徹底して守ることが交通安全にとって重要だということを学んでもらうものです。</p> <p>今後も、子供たちへの交通安全指導を引き続き実施してまいります。</p> <p>次に、手洗い場の蛇口についてですが、いたずら防止の必要性から、常に蛇口をひねるタイプを設置しております。一人で使えないお子様につきましては、お手数をおかけしますが保護者の方が付き添ってご使用頂きますようお願いいたします。</p> <p>これからも市民のみなさまが安全・安心に利用できる公園施設整備に努めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。</p>	公園緑地課
18歳以下の給付金について	<p>所得制限を撤廃してほしい。あまりにおかしな線引きであり、1割の子供にだけ給付しないのは差別である。せめて後半の5万円は平等にすべての子供に給付してほしい。迅速に給付するという目的で、児童手当の仕組みで給付するのであれば、後半は、まだ時間があるので、この仕組みを利用する理由はない。</p> <p>まわりの贅沢する話なんか聞きたくないし、貯金できる余裕のある家庭が給付なんて不公平で納得できない。</p> <p>子育て応援給付ではないのか。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、子育てをされている世帯の皆様はさぞかしご苦労されていることと思えます。</p> <p>しかしながら、せっかくのご要望ではありますが、現在本市においては新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた方や、その影響を受けて家計が急変した子育て世帯を対象に「子育て世帯生活支援特別給付金」の給付を行っており、市独自の追加給付も実施しております。こういった状況から、このたびの給付金において所得制限を超過した方への、市単独給付を行う予定は現段階においては無い状況です。また、本市の給付方法は10万円一括での給付となりますので、5万円毎に給付の要件を変更することはございません。ご要望にお応えすることができず、申し訳ございません。</p> <p>今回、ご要望にお応えすることはできませんでしたが、今後も必要な方に必要な支援を届けられるよう、取り組んでまいりたいと考えております。引き続きご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。</p>	子育て支援課

令和3年10月から12月

	ご提案要旨	市からの回答	担当課
<p>受給者証の更新の際の診断書提出について</p>	<p>子どもに発達障害があり療養に通っているが、軽度なので療育手帳は持っていない。毎年手帳の更新の際に医師の診断書はなぜ必要になるのか。診断書を取るために何か月も予約待ちをし、仕事を休み、お金を払っている。これは大きな負担である。グレー発達の子どもは大変な割に理解も得られず、支援を受けるのも大変。更新の手続きをもう少し簡単にできないか。</p>	<p>本市では、更新手続きの際、手帳の交付を受けていない又は特別児童扶養手当等を受給していない児童の障害児通所の利用にあたっては、対象児童の状況を適正に把握し、公正な給付を行うために主治医の診断書を確認したうえで通所給付決定を行っています。</p> <p>しかしながら、診断書を取得していただくために様々なご苦労と多大なご負担をおかけしておりますことも事実でございますので、申請される方の負担軽減につながるよう改善策を検討してまいります。</p>	<p>障がい福祉課</p>
<p>交通課題の改善と東上線との連携依頼について</p>	<p>東武東上線踏切による交通渋滞が減らない。大型商業施設の建立など、住みよいまちづくりが進むことはありがたいことだが、人口増加による課題が改善されていない。特に川越街道をまたぐ道路渋滞がひどい。「亀久保」「上福岡駅入口」信号の交差点は踏切からベルクまで続くことなど常時発生。線路横断経路の増築や橋の建設、右折信号時間や車線の改善など、早めに検討してほしい。学校も多くある地域のため、裏道を猛スピード走行する車も増え、事故が増える前に対応してほしい。</p>	<p>ご指摘いただきました県道56号線及び川越街道の慢性的な渋滞については、市民の日常生活における時間の有効活用の観点や渋滞を回避する車両が生活道路へ流入することによる交通安全上の観点から、解決すべき課題であると認識しております。</p> <p>当市といたしましては、県道56号線の自動車交通の円滑化を図るべく、県道の管理者である埼玉県と連携し、歩道拡幅や川越街道との交差点改良等に取り組んでいる状況でございます。また、県道56号線の踏切の除却については、近隣市町と構成している東武東上線改善対策協議会において、鉄道の連続立体化による踏切除却を東武鉄道株式会社に対して毎年要望を行っております。</p> <p>「亀久保」および「上福岡駅入口」交差点における信号時間の改善については、信号機を所管している東入間警察署に要望してまいります。併せて、渋滞回避の車両が生活道路へ流入することによる課題については、通り抜け車両への注意喚起看板の設置等による交通安全の向上に取り組んでまいります。</p> <p>しかし、渋滞解消には、道路拡幅にともなう関係地権者や埼玉県、警察、東武鉄道等多くの関係者と調整が必要となる大きな事業であるため、早期解決のご要望にお応えすることが難しい状況です。</p> <p>引き続き、市として出来る対策を講じるとともに関係機関へ粘り強く要望していく所存でありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>	<p>都市計画課</p>

令和3年10月から12月

	ご提案要旨	市からの回答	担当課
水道施設係への苦言	<p>①上下水道課から、「マンションに設置されている水道メーターは昨年9月に業者が交換可能か調査に訪問した際、給水管の改修工事が必要であることが分かった」「工事費用は市民の負担になっている」との説明を受けた。「水道メーターの有効期限が切れたまま1年間も使っていたのか」「信頼できない使用量に基づいて水道料金を請求されていたのか」を問いただしたところ、「市が認定しているので信頼できない使用量ではない」の一点張りで話にならなかった。現在の住まいは10月初旬にマンションの共有部分の水道管を交換したばかりである。昨年の有効期限切れに合わせてご連絡を頂けていれば、水道施設係とマンションの管理組合が連絡を取り合い、交換できる水道メーターに合わせて工事も可能だったと思う。また、市が管理する水道管から各住居の水道メーターまでの間の配管はマンションの共有部に相当するため、管理組合の管理範囲であり、各入居者がそれぞれで管理できる範囲外である。いずれにしても、有効期限切れは事前に把握できていたはずで、今回のような連絡は期限が切れる前に市民へ連絡すべきではなかったのか？</p> <p>②有効期間の切れた水道メーターは使用してはならず、違反した場合には罰金が科せられるようである。また、計量法施行令（計量法）により8年ごとに交換を義務付けられているようなので、1年前に有効期限が切れた水道メーターを使用していること自体が計量法に違反する行為なのではないか？施設係の方の説明では、親メーターの計量値と各子メーターの計量値の合計が一致していれば子メーターの計量は正しいと判断できるので、それに基づき条例に照らし合わせて資料量を市が認定しているとのことであった。子メーターが有効期限内でなければ親メーターの計量値を案分できないのに反し、有効期限外の子メーターの合計を親メーターの値と一致していれば有効とみなせる根拠はどこにあるのか？そもそも、計量法に違反した有効期限の切れた給水メーターの計量値を用いて使用量を算定している条例自体が合法的な条例であることは検証されているのか（弁護士等の有識者に適法であることの確認済みか）。</p> <p>上述した内容に鑑み、①市長名（直筆署名のまたはふじみ野市の角印押印のこと）で今回の文書は郵送した全世帯へわび状を郵送すること。②もし、有効期間の切れた給水メーターを設置したままであることに関する情報提供をホームページ上で行ってないなら、速やかにホームページを通じて市民へ情報提供する事。③有効期限切れの水道メーターを使用している世帯への使用量の算定に係る「ふじみ野市水道事業給水条例」が法的に合法であることの根拠もホームページ上、あわせて明示すること。④今後、水道メーターの有効期限切れが発生しないようにするための業務改善策を早急に検討の上、この後の改善策として決まり次第、ホームページ上で市民へ広報する事。</p> <p>以上、4点の速やかな対応を要望する。</p>	<p>まずは、本市職員の対応につきまして、大変ご不快な思いをおかけしましたことをお詫びいたします。</p> <p>この度の通知につきましては、現在、検定満期を経過した水道メーターのご使用者様に対して、一斉にご連絡をさせていただいたものでございます。</p> <p>水道メーターが検定満期を経過した経緯といたしましては、使用者様側の建物内の給水管等、施設の老朽化が著しい建物、また、物理的に交換することが難しい建物につきましては強引に交換を行ってしまいますと、建物や給水管の損傷等に繋がり、建物内での漏水の恐れがあることから、施設の改善をお願いし、完了後に改めて水道メーターの交換に伺う手順とさせていただいております。</p> <p>水道メーターの交換に関しましては、検定満期が到来する前に行わせていただいております。事前に水道メーター交換のお知らせを通知しております。また、交換の際には、敷地内に立ち入ることになることから、必ずお声がけはさせていただいております。</p> <p>お住いのマンションにつきましても同様しておりますが、水道メーターの交換業務の中において、「交換できなかった旨」について施設管理者様等への連絡だけでなく、各戸居住者様へのご連絡も行うように、職員及び交換事業者を指導してまいります。</p> <p>また、水道料金の算定に関し、ご指摘いただきました「有効期間が経過した水道メーターは計量法に基づき取引のための計量に使用してはならない」とされていることにつきましては、本市においても把握をしてございます。本市におきましては、計量法に違反して使用することがないよう、顧問弁護士へも相談の上、ふじみ野市水道事業給水条例第27条第1項第3号に基づき、検定満期を経過したメーターをご使用されている方につきましては、使用水量が不明であるものと考え、使用水量を認定する取扱いとしております。使用水量の認定にあたりましては、検定満期を経過した水道メーターの数値を参考とし、過去における使用者様の使用水量の推移や、マンション等の場合には全体の使用水量を計量する親メーターと各戸にある子メーターに大きな乖離が生じていないかなどの確認を行うことにより、認定する使用水量が妥当であるかを判断しております。</p> <p>なお、いただきましたご要望につきましては、本市だけではなく、使用者様にそれぞれに諸々の事情（原因）があることから、お応えすることは難しいものと考えております。</p> <p>検定満期を経過した水道メーターの交換が滞ってしまっている件につきましては、引き続き皆様の御協力をいただきながら、一刻も早く改善を図ってまいりますのでご理解いただきたいと思います。</p>	上下水道課

令和3年10月から12月

	ご提案要旨	市からの回答	担当課
<p>有効期限切れメーターについて</p>	<p>まず、「本市におきましては、計量法に違反して使用することがないよう、顧問弁護士へも相談の上」とあるがそもそも有効期間が切れた給水メーターは使用してはならないというのが計量法の趣旨ではないか。市内には有効期限切れ給水メーターが設置された世帯が存在し、毎日有効期限切れのメーターが使用されていることについては、顧問弁護士の方はどのようにおっしゃっているのか？また、「使用水量の認定にあたりましては、検定満期を超過した水道メーターの数値を参考とし」とあるが、使用が認められていないメーターの数値を参考として使用し認定することは計量法に抵触しないとその顧問弁護士の方はおっしゃっているのか？ 正確な水道使用量を計ることができない現状を踏まえ、なるべく正確な水道使用量に近い値を求めようと苦心されてのこととはわかるが、認定に際して有効期限の切れた給水メーターを参照することは計量法の観点からは、明らかに誤りではないか？</p> <p>次に、「いただきましたご要望につきましては、本市だけではなく、使用者様にそれぞれに諸々の事情（原因）があることから、お応えすることは難しいものと考えております。」とあるが、有効期限切れの水道メーターを使用せざるを得なくなったのは市民の責任であり、市には責任がないと言いたいのか？ 昨年9月の時点で水道管の改修工事をしなければ市が用意したメーターを設置できないということを水道課では業者からの報告で承知していた。当然、水道課は設置された水道メーターの有効期限は把握していたはずである。しかるに、改修工事が必要である旨の連絡は受けていない。マンションなので個人ではなくマンションの管理組合に連絡があったかも調べたがそうした連絡を受けていた痕跡が見つからなかった。水道課からの水道管の改修依頼を拒み続けた結果、メーターの有効期限が切れたわけではない。市民に責任転嫁するのは筋違いである。市長は、有効期限切れの水道メーターが存在していることを市民に告知し改善策を示すのがリーダーたるものの使命ではないか？市の顧問弁護士の方がどうおっしゃるかかわからないが、有効期限の切れた水道メーターが市内で使用されている以上、ふじみ野市は計量法違反を犯していることは否定できない事実である。市が計量法違反となる行為を犯していることの責任の一端は市長にあると考える。また、水道管改修工事をしなければメーターを交換できないことを1年も市民に伝えなかった責任は水道課にあるのではないか？市長は市政の最高責任者として、水道課長は現場の責任者としてなんらかのけじめをつけるべきだとは思わないか？</p>	<p>引き続き、有効期間を超過した水道メーターについてのご質問、ご要望をいただきまして、ありがとうございます。また、有効期間が経過した水道メーターの交換が未了である状況につきましては、大変ご心配されていることと思っております。</p> <p>さて、ご質問いただきました有効期間を超過した水道メーターの取扱いにつきましては、有効期間を超過した水道メーターを所持すること、また、計測した使用量を直接的に水道使用料の算定に使用することは計量法に違反することを、本市におきましても承知しているところです。しかしながら、水道メーターの交換を実施するには、建物所有者様等のご協力が必要であることから、水道メーターの交換が可能となるまでの間、使用水量を認定する方法の一つとして、有効期間を超過した水道メーターの数値を止むを得ず参考とすることにつきましては、計量法に抵触しない旨を顧問弁護士に確認しております。</p> <p>対象となる水道使用者様には、この度の通知によりご連絡させていただいており、市民の皆様全員に周知することは、対象の方以外へ誤解を生ずる恐れがあることから、ご要望にお応えすることは難しいものと考えております。</p> <p>なお、順次、建物所有者様や管理会社様などから給水管の改修等のご相談をいただいております。水道メーターが交換可能な状況であるか、確認させていただいております。こうしたことを踏まえまして、今後は定期的に対象の方へご連絡させていただきます。</p> <p>お住いのマンションにつきましては、管理会社様及び理事会様のご協力のもと、水道メーター周りの改修を実施していただき、調査にて水道メーターの交換が可能になったことを確認させていただきましたので、居住者様のご協力をいただきながら、交換できるよう準備を進めております。</p>	<p>上下水道課</p>